

選択的夫婦別姓実現キャンペーン

キックオフ！院内集会

アピール

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正は、1996年2月に法制審議会から答申されましたが、18年以上が過ぎても実現していません。

法制審議会から答申されながら立法化されないのは、この民法だけとなっています。また、法律で夫婦同姓を義務付ける国も日本以外には見当たりません。

家族の多様化はますます進み、結婚による改姓の煩雑さや不都合などから、旧姓を通称使用する人や、事実婚を選択する人も増えています。夫婦で違う名前を名乗ることは珍しいことではなくなり、政府や報道機関の世論調査でも賛成が反対を上回るようになりました。

法改正を求める声は国内にとどまりません。1993年以降、国連の各人権委員会は日本政府に対し改善を勧告しています。とりわけ女性差別撤廃委員会は、「世論」を理由に法改正を怠る日本政府を厳しく指摘し、改善を勧告しました。

国連は1975年を「国際婦人年」と定め、国際的な女性の権利保障を推進してきました。1985年には日本政府も女性差別撤廃条約を批准し、新国内行動計画において、夫婦別姓を含めた男女平等の観点からの家族法見直しを掲げました。これらの動きに呼応して、法制審議会が見直し作業を行い、5年の歳月をかけ議論を積み重ね、答申しました。民法改正論議は国連がすすめる女性の権利保障の具体策として出てきたものであるにもかかわらず、「家族を崩壊させる」という情緒的な理由で、法改正されずにいるのです。

安倍総理は、「全ての女性が活躍できる社会を創る」と主張されています。女性の人権にとって節目の年となる2015年の通常国会で、民法改正が実現し、まさに「女性が輝く社会」とするために、私たち一人ひとりの力を結集しましょう！

2014年11月11日

集会参加者一同